

相楽都市計画 地区計画（光台地区等）の変更（案）について

1. 地区計画とは

地区計画とは、既存の他の都市計画（用途地域等）を前提として、一定のまとまりを持った「地区」を対象に、きめ細かい規制（建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等）を行うことにより、その地区の実情に応じた良好な都市環境の形成を図る制度です。

2. 変更の理由

町名地番の変更に伴う地名の相違や、上位法の一部改正による引用条文のズレ等を修正するため、今回、地区計画の変更を行うものです。

3. 変更の方針

地区計画閲覧者が錯誤・混乱しかねない可能性がある箇所の変更をいたします。

- ①町名地番変更等に伴う地名の修正
- ②上位法改正に伴う条ズレ等の解消
- ③正式名称の記載
- ④土地区画整理事業完了に伴う文言の修正

4. 都市計画の変更を行う地区及び変更内容（案）

下記の5地区の都市計画を変更します。

	地名の修正	上位法改正に伴う条ズレ等の修正	正式名称の記載	土地区画整理事業完了に伴う文言の修正
光台地区		○	○	
祝園駅西地区	○	○		○
祝園駅東地区	○		○	○
狛田駅東地区	○			
祝園一ノ間地区	○	○		

※学研狛田東地区、精華台地区については、線引き見直しと併せた地区計画変更を予定していることから、今回の都市計画変更の対象とはしません。

①地名の修正

	修正内容
祝園駅西地区	町名地番変更の反映
狛田駅東地区	
祝園駅東地区	記載が漏れていた小字名の追加
祝園一ノ間地区	記載方法の統一

②上位法改正に伴う条ズレ等の修正 ※制限内容に変更はありません。

(1) 児童福祉法の一部改正（条ズレの解消及び表記の統一）

対象地区計画：祝園一ノ間地区

変更内容：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日法律第71号）に伴う児童福祉法の一部改正に伴い生じた条ズレを解消するとともに、表記の統一を図ります。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正（号ズレの解消）

対象地区計画：祝園駅西地区

変更内容：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年6月24日法律第45号）に伴う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い生じた号ズレの解消を図ります。

(3) 建築基準法の一部改正（表記の統一）

対象地区計画：光台地区

変更内容：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年6月24日法律第45号）に伴う建築基準法の一部改正に伴い、建築基準法との表記の統一を図ります。

③正式名称への修正

対象地区計画：光台地区、祝園駅東地区

変更内容：【地区計画の目標】について、「関西文化学術研究都市建設計画」を、正式名称である「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画」へ変更します。

④土地区画整理事業完了に伴う文言の修正

対象地区計画：祝園駅西地区、祝園駅東地区

変更内容：【地区計画の目標】について、土地区画整理事業が完了しているにも関わらず、現在進行形で記載されていることから、文言の修正をします。

5. 都市計画変更のスケジュール

実施時期	内容
4月下旬～5月中旬	都市計画法第16条第2項に基づく案の縦覧
5月下旬～6月上旬	都市計画法第17条に基づく案の縦覧
6月下旬以降	都市計画審議会
7月下旬頃	告示予定
9月	条例改正